

瀬戸市防犯灯電気料金補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内会又は自治会が維持管理する防犯灯の電気料金に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる防犯灯は、夜間において防犯上必要と認められ設置されたもので、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。ただし、市長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

- (1) 国又は公共団体が管理している道路に面した場所に設置してあるもので、当該道路を照明していること。
- (2) 4月1日現在において、町内会又は自治会が維持管理し、電気料金を支払っているものであること。
- (3) 広告物の表示がされていないこと。

2 市内の公営住宅に併設されている駐輪場用地及び周辺通路を照らす防犯灯（以下「駐輪灯」という。）は、補助対象とする。

(防犯灯1灯当たりの補助額)

第3条 防犯灯1灯当たりの補助金の額は、年額2,000円とする。ただし、管理者が年間に支払う電気料金が2,000円に満たない場合は、その額を上限とする。

2 駐輪灯1灯当たりの補助金の額は、年額500円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、瀬戸市自治連合会を組織している各連区の自治会の会長がそれぞれ管轄する地区を代表して行うこととする。ただし、市長が特に必要であると認めたときは、この限りではない。

2 補助金の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて防犯灯電気料金補助金交付申請書（第1号様式）又は防犯灯電気料金補助金交付申請書（駐輪灯用）（第2号様式）を市長に対してその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 防犯灯地区別設置台帳
- (2) 電気料金領収証（4月分）の写し
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を防犯灯電気料金補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付決定の通知又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 不正に補助金の交付を受けようとしたとき。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。